

介護保険制度をとりまく状況と地域づくり

厚生労働省 老健局

認知症施策・地域介護推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 介護保険制度をとりまく状況**
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実**
- 3 高齢者を地域で支える体制づくり（地域づくり）**

介護保険制度をとりまく状況



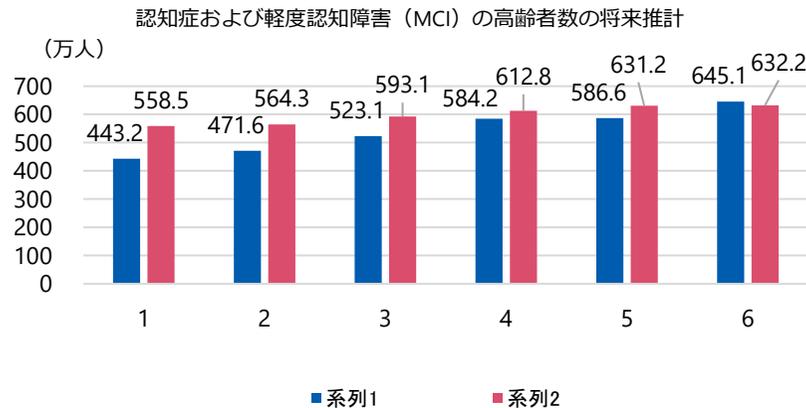
今後の介護保険を取り巻く状況

① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,653万人となり、2043年にはピークを迎える予測(3,953万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2060年には、25%を超える見込み。

	2015年	2020年	2025年	2030年	2060年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,385万人(26.6%)	3,603万人(28.6%)	3,653万人(29.6%)	3,696万人(30.8%)	3,644万人(37.9%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,631万人(12.8%)	1,860万人(14.7%)	2,155万人(17.5%)	2,261万人(18.8%)	2,437万人(25.3%)

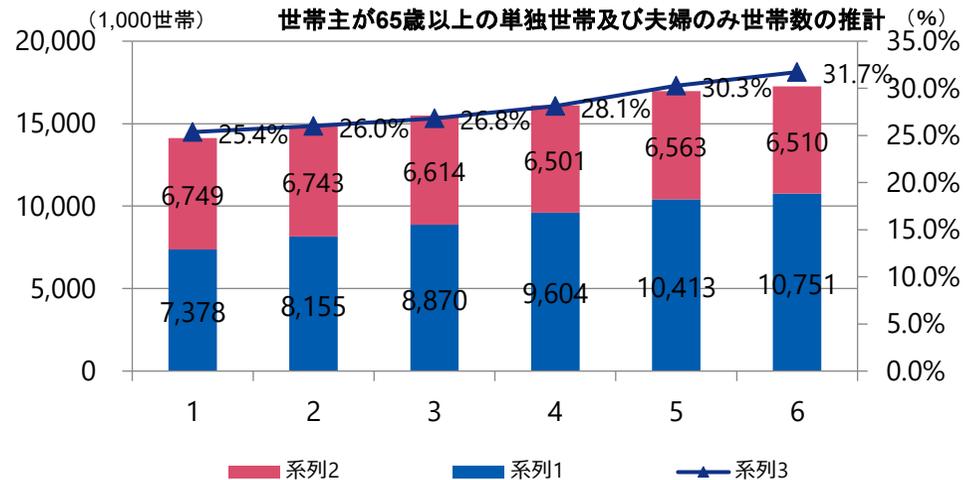
平成27(2015)年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)(令和5(2023)年推計)」より作成

② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者等が増加していく。



資料：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授)より厚生労働省にて作成

③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6(2024)年推計)」より作成

④ 75歳以上人口は、人口構成が比較的若い県で今後増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	沖縄県(1)	滋賀県(2)	栃木県(3)	宮城県(4)	神奈川県(5)	～	東京都(21)	～	高知県(45)	島根県(46)	山口県(47)	全国
2020年 <>は割合	15.8万人 <10.8%>	18.6万人 <13.1%>	27.1万人 <14.0%>	32.3万人 <14.0%>	123.1万人 <13.3%>		169.4万人 <12.1%>		13.1万人 <19.0%>	12.3万人 <18.4%>	24.5万人 <18.3%>	1860.2万人 <14.7%>
2040年 <>は割合 ()は倍率	25.3万人 <17.6%> (1.60倍)	24.9万人 <19.0%> (1.34倍)	35.5万人 <21.4%> (1.31倍)	41.8万人 <20.8%> (1.30倍)	156.8万人 <17.7%> (1.27倍)		202.7万人 <14.0%> (1.20倍)		13.9万人 <26.4%> (1.06倍)	12.9万人 <23.4%> (1.05倍)	25.5万人 <24.1%> (1.04倍)	2227.5万人 <19.7%> (1.20倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」より作成

介護予防・日常生活支援総合事業の充実

ひと、暮らし、みらいのために

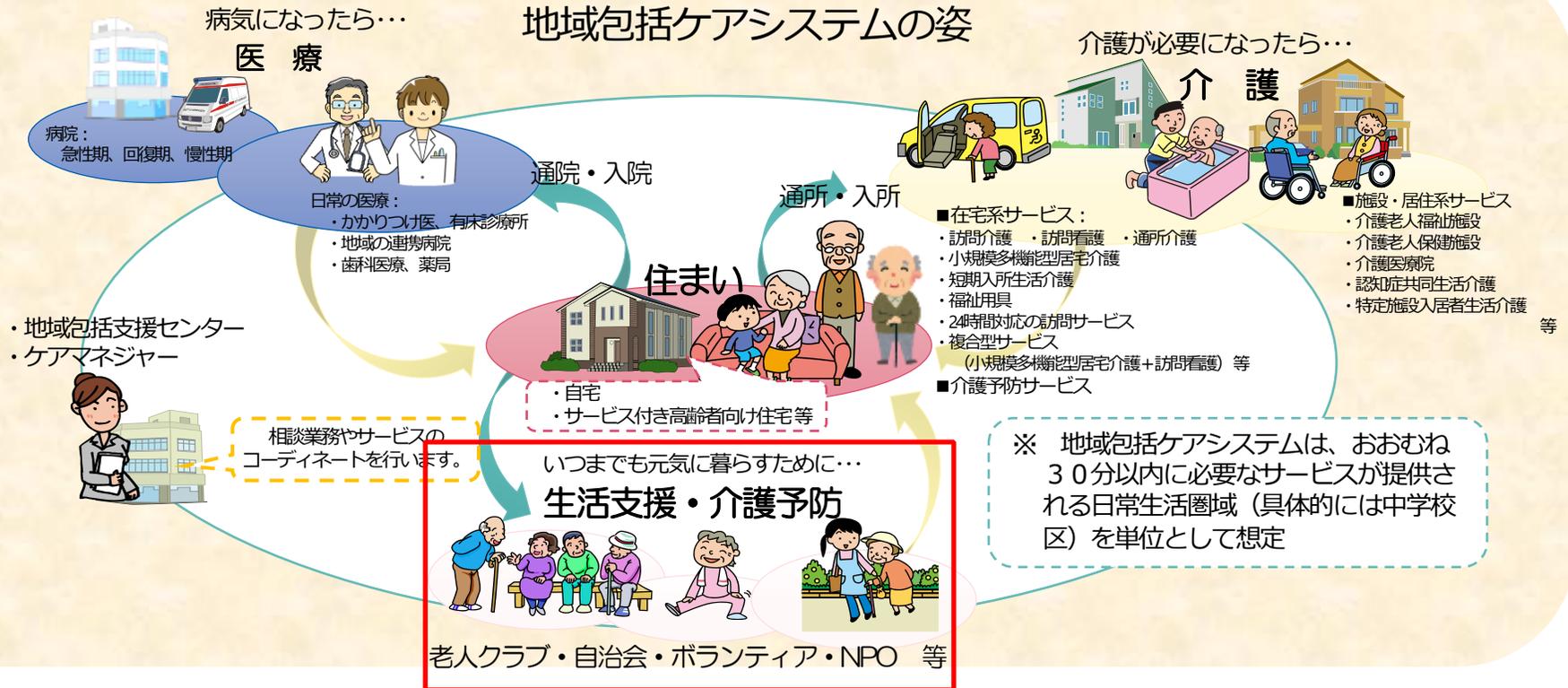


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

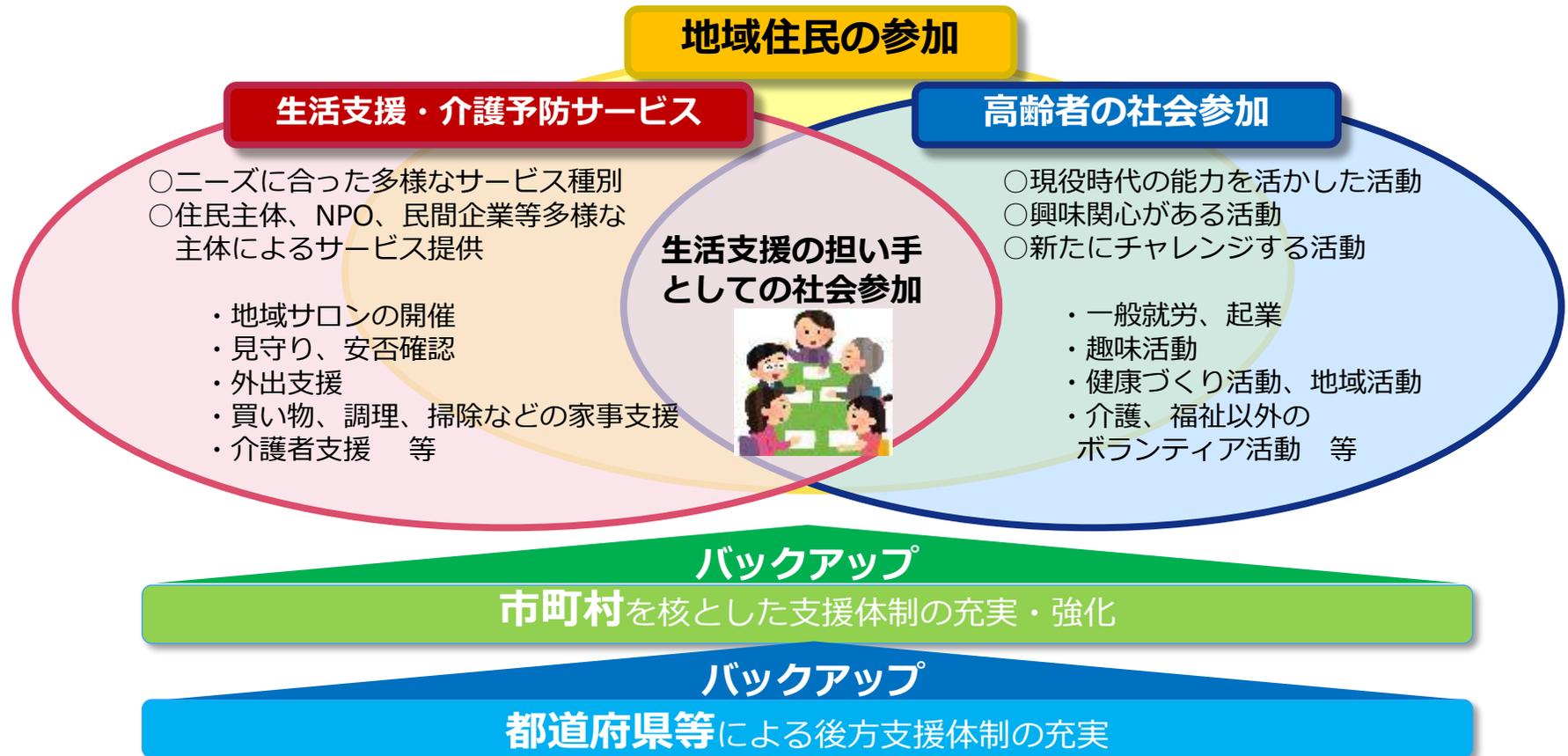
地域包括ケアシステムの姿



介護予防・日常生活支援総合事業の推進

～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

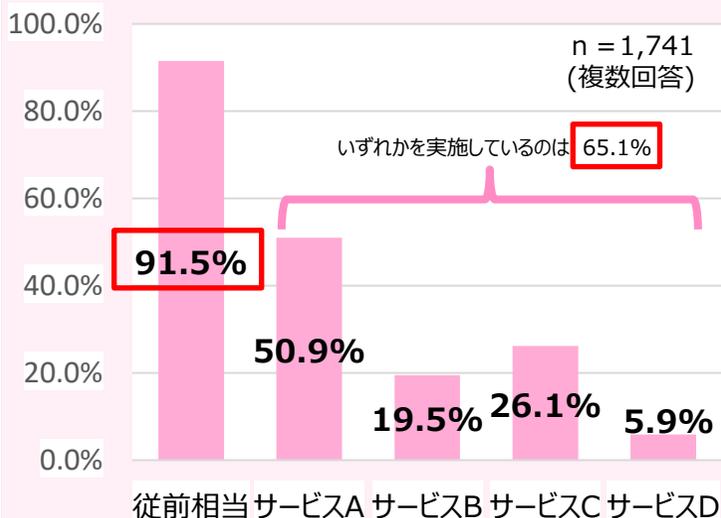
- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。
ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。**
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような**地域づくりを市町村が支援すること**について、**制度的な位置づけの強化**を図る。



介護予防・日常生活支援総合事業 実施市町村数（令和5年度）

- 介護予防・日常生活支援総合事業のうちサービス・活動事業（第一号事業）の実施市町村数をみると、訪問型サービス・通所型サービスともに、従前相当サービスを実施している市町村がもっとも多かった(1,593市町村(91.5%)・1,582市町村(90.9%))。またその他生活支援サービスを実施している市町村は399市町村（22.9%）であった。
- 従前相当サービス以外のサービスのいずれかを実施している市町村は、訪問型サービスにあっては1,134市町村（65.1%）、通所型サービスにあっては1,242市町村（71.3%）であった。

訪問型サービス



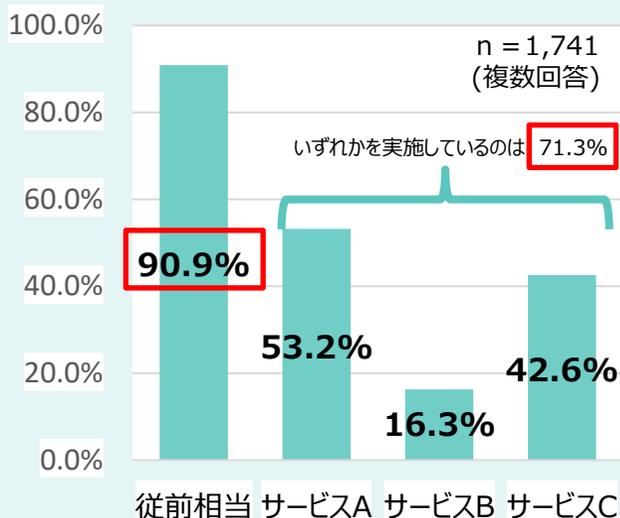
実施市町村数

従前相当	1,593
サービス・活動A	887
サービス・活動B	339
サービス・活動C	455
サービス・活動D	102

左記のうち

- 従前相当のみ実施している市町村は607。
- 従前相当以外のいずれかのサービスを実施している市町村は1,134。

通所型サービス



実施市町村数

従前相当	1,582
サービス・活動A	926
サービス・活動B	283
サービス・活動C	741

左記のうち

- 従前相当のみ実施している市町村は499。
- 従前相当以外のいずれかのサービスを実施している市町村は1,242。

その他サービス



実施市町村数

見守り	123
配食	349
その他	37

左記のうち

- いずれも実施していない市町村は1,342。
- いずれかを実施している市町村は399。

「介護予防・日常生活支援総合事業等（地域支援事業）の実施状況（令和5年度実施分）に関する調査」（厚生労働省老健局老人保健課）より作成

【参考】サービス・活動の分類

従前相当サービス…旧介護予防給付と同様のサービス

サービス・活動B、サービス・活動D…住民主体によるサービス・活動

サービス・活動A…多様な主体によるサービス・活動

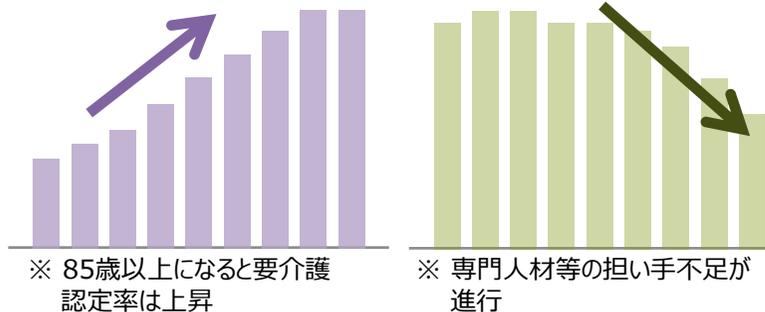
サービス・活動C…短期集中予防サービス

総合事業の充実に向けた基本的な考え方

- 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。

85歳以上人口の増加

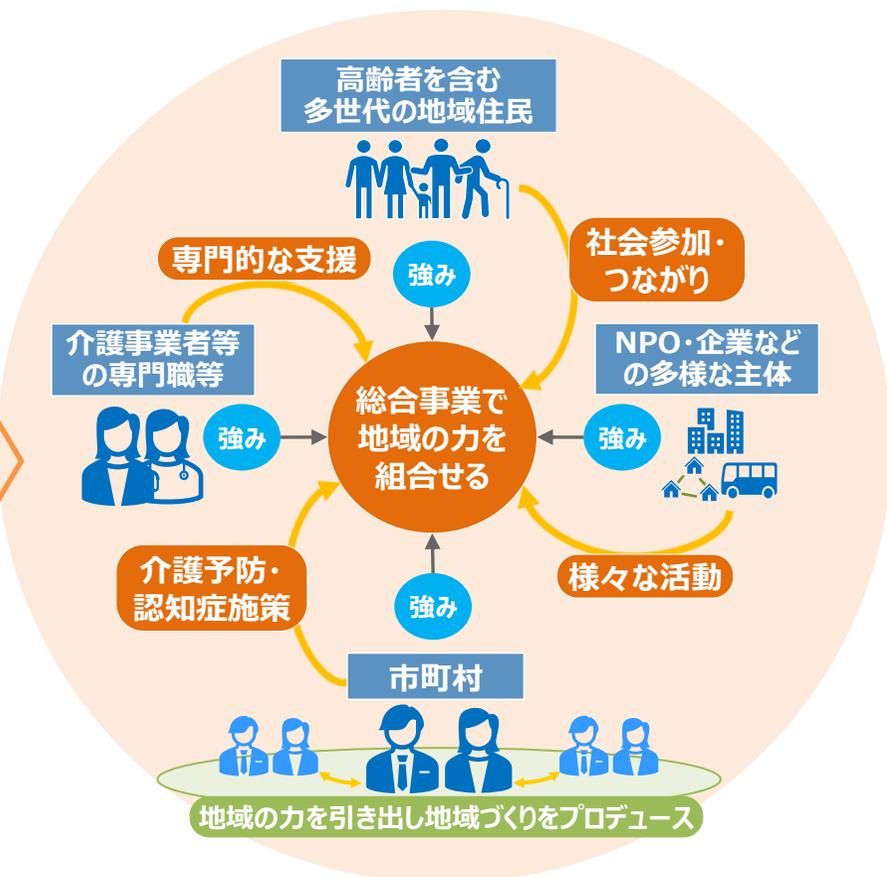
現役世代の減少



地域共生社会の実現

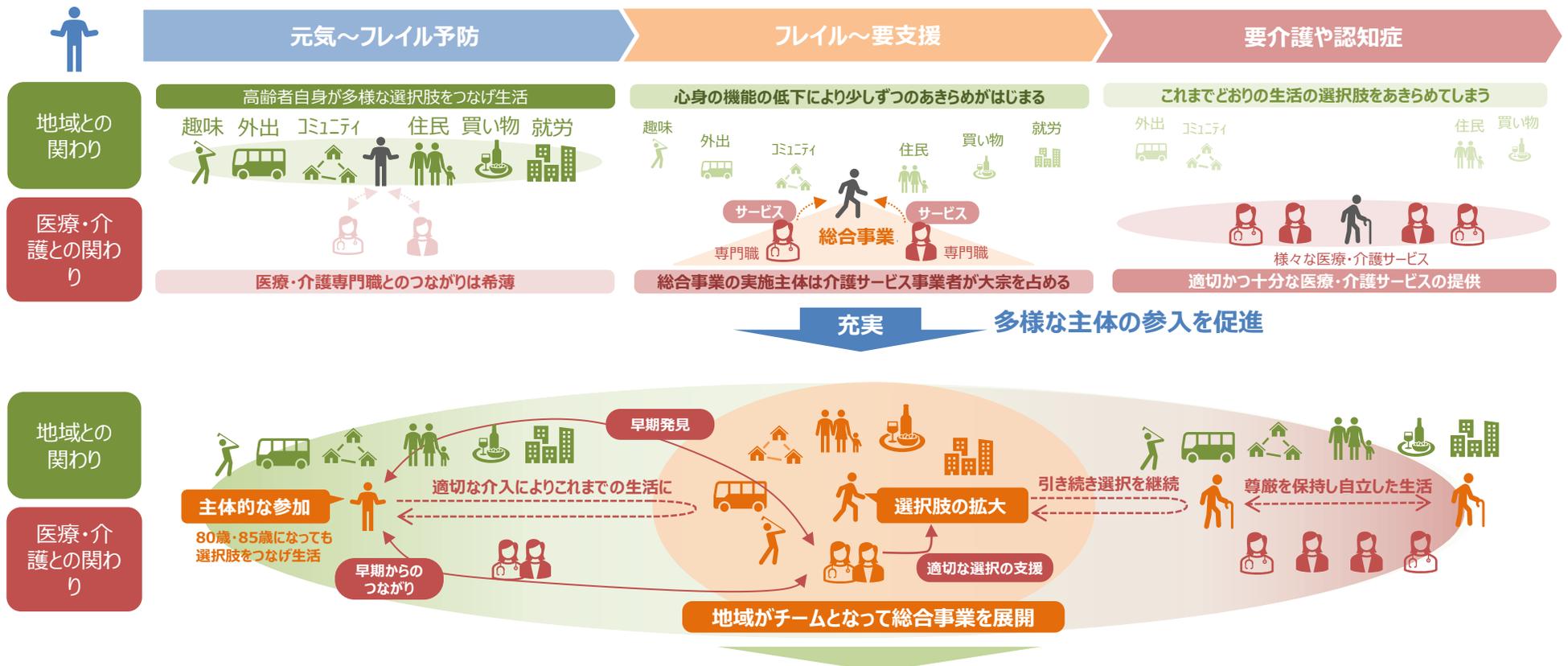


地域で暮らす人やそこにあるものは地域によって様々



高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気づちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

住民主体のサービス・活動の推進（令和6年度要綱改正）

（サービス・活動A・B(D)における総合事業対象者以外の参加者に係る委託費・補助等の取扱い）

○サービス・活動Aを委託により実施する場合の委託費や、サービス・活動B(D)の補助等の対象経費について、総合事業の対象者以外の地域住民が参加する場合のルールについて、地域の多様な主体の参画を推進する観点から見直し。

住民主体サービスについて、全利用者の半数以上が要支援者・事業対象者・継続利用要介護者である場合、地域共生社会の推進の観点から事業費を按分せず全額を地域支援事業交付金の交付対象とする取扱いとしている。他方、利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、更なる方策を検討することが必要である

補助対象経費

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める

例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
 - 活動場所の借上げに要する費用
 - 光熱水費
 - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
 - 支援者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）
- * 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール



令和6年度以降、地域住民を含む多様な主体による活動の促進を図る観点から、以下の取扱いによる。*

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める

例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
 - 活動場所の借上げに要する費用
 - 光熱水費
 - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
 - **支援者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）**
- * 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

※ 市町村の判断により、改正前の方法により補助を行うことも可能

市町村が、総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を**事業の目的を達成するための附随的な活動**と判断する場合は、以下の取扱いによることとする。

- 対象者数割合によらず、**対象経費の一部を（定額）補助等**すること
- 対象者に対する活動に支障がないと市町村が認める場合、（給付の場合の兼務と同様）**対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等**すること



⇒対象者の数によらずボランティア活動全体に対する奨励金を補助することが可能

サービス・活動Aの委託費についても、同様の考え方によることができる。

※この場合、「ボランティア活動に対する奨励金」については、委託業務に従事する職員の人件費等を含めることとし、対象経費については、その他の直接経費を含むことができる。

*この取扱いによる場合も、対象者のみの事業を実施する場合と同様に、市町村は、総合事業の対象者の数について、適宜適切に把握（団体等の負担に配慮し、把握時期を年度内の適切な時期とすることや、利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能）すること

高齢者を地域で支える体制づくり（地域づくり）

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「市町村が中心となって」「多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく」もの（地域支援事業実施要綱より）

- 介護保険法（平成9年法律第123号）
（地域支援事業）
第百十五条の四十五（略）
2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。**
五 **被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業**

（1）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

資源開発

- 地域に不足するサービスの創出（既存の活動と地域をつなげることを含む）
- サービスの担い手（ボランティアを含む）の養成
- 元気な高齢者をはじめとする多世代の住民が担い手として活動する場の確保 など

ネットワーク構築

- 多様な主体を含む関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくり など

ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング など

（2）協議体の設置 地域の多様な主体間の連携・協働を推進し生活支援コーディネーターの活動を支援・補完。

住民主体の活動団体

地域運営組織

NPO法人

社協・社会福祉法人

協同組合

民間企業

保険外サービス等の実施者

等

生活支援体制整備事業費（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

■ 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）

■ 第2層（日常生活圏域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数

■ 住民参画・官民連携推進事業 4,000千円 × 市町村数（※）

★このほか、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置も生活支援体制整備事業として実施可能。

※ 指定都市の場合は行政区の数
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

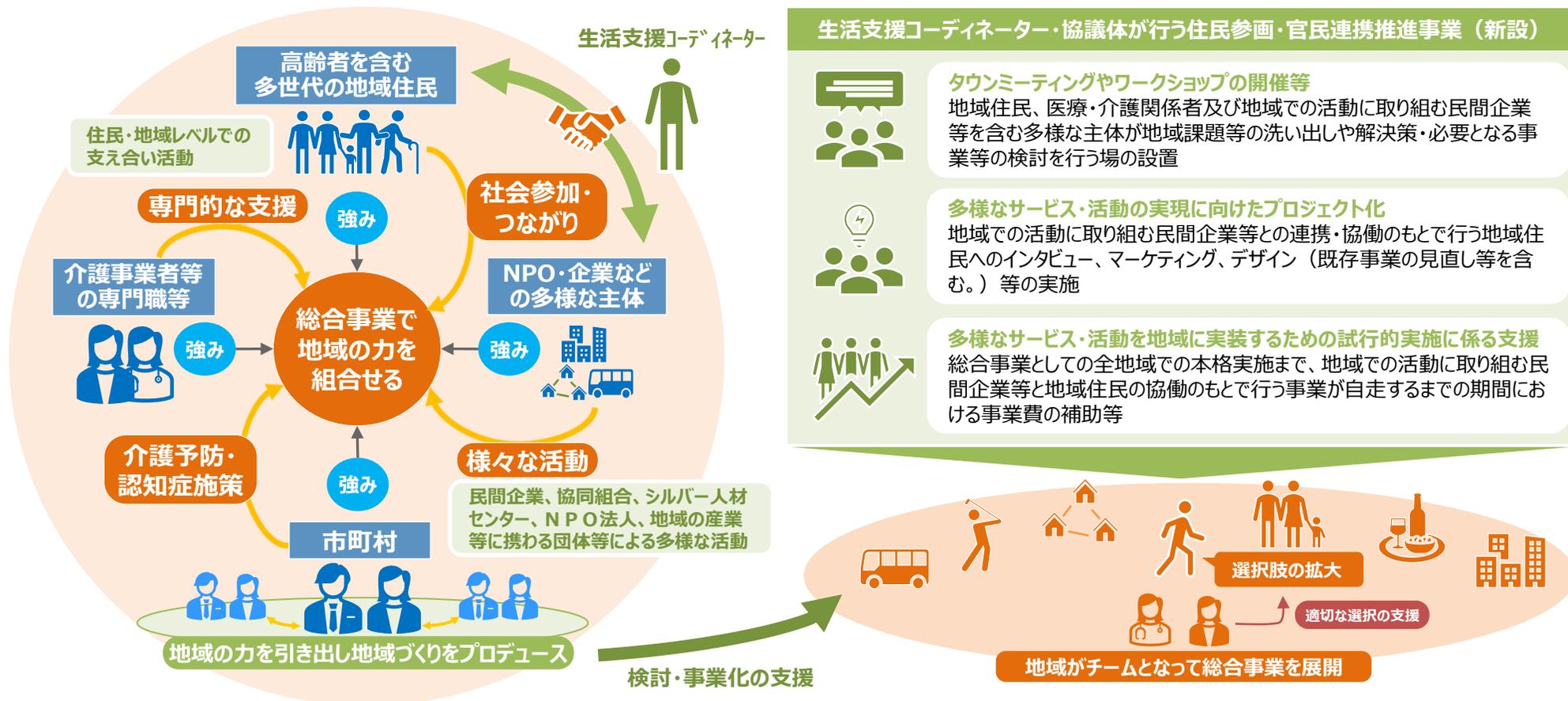
生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携の推進

(令和6年度要綱改正：生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携推進事業の創設)

○高齢者の目線に立ち、地域で一層の多様なサービス・活動の充実を図るためには、生活支援体制整備事業を活用し、地域住民の関心事項を引き出し、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とをつなげていくことが重要。

○このため、生活支援体制整備事業について、住民や地域での活動に取り組む民間企業等とをつなげるための活動についての評価を拡充する。

生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。



生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

■ 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）

■ 第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数

+ 住民参画・官民連携推進事業の実施

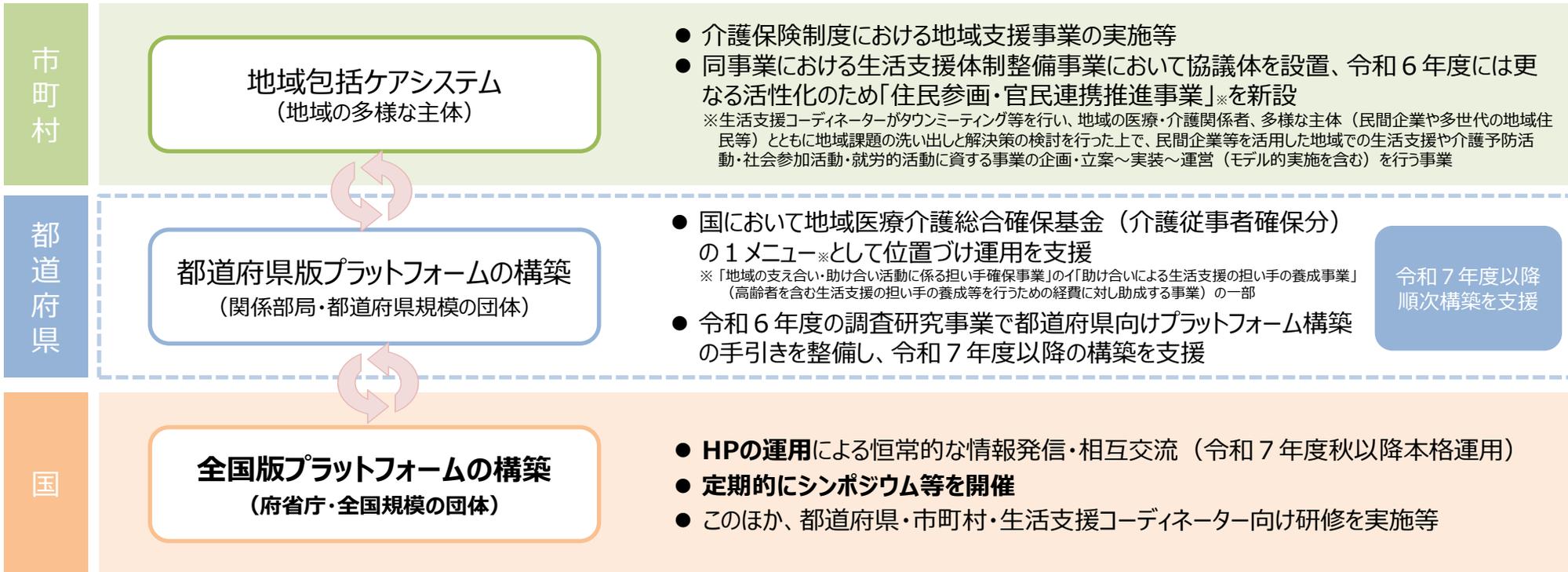
4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数

一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

生活支援共創プラットフォームの構築

- **高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など多様な主体との関わりの中で成立するもの。**
- **市町村が、高齢者の尊厳ある自立した生活を支えるための地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、こうした介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要であり、国・都道府県にプラットフォームを置き、地域共生社会の実現に寄与。**



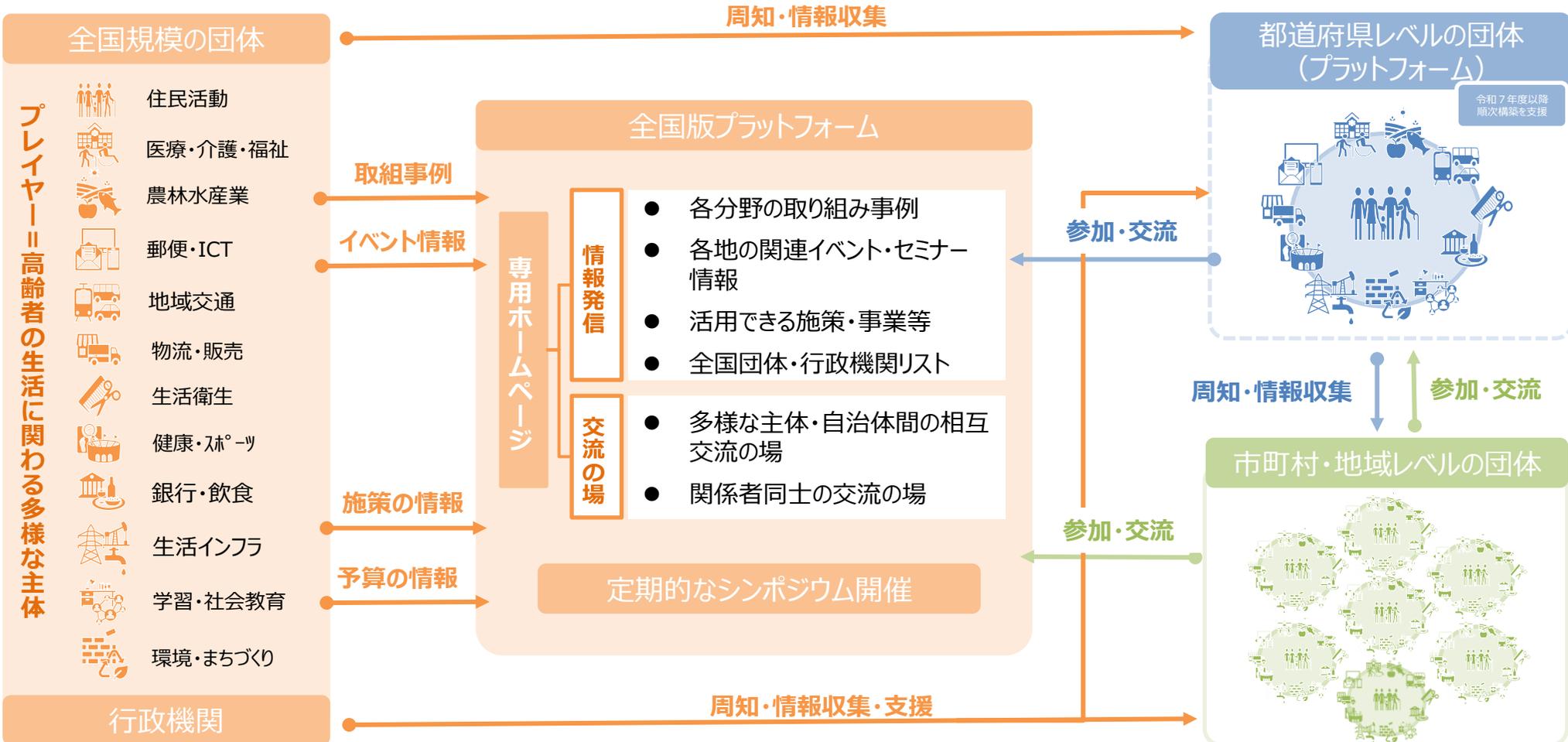
地域における多様な主体の共創の充実

掃除、洗濯、調理、買い物、見守り、移動（交通）、住まい、居場所、食事、健康、医療、介護、学び、文化・芸術、（多世代）交流
スポーツ・レクリエーション、まちづくり、ボランティア・地域活動、就労、後継者、防災・防犯、農地、環境保全



全国版プラットフォーム（イメージ）

- 全国版プラットフォームは、多様な分野の全国規模の関係団体等が、**地域づくりのプレイヤーとして集い、交流することで、高齢者を支える生活支援の取組を共創していく基盤**として位置づける。
- 具体的には、**専用ホームページやシンポジウム**での情報収集・情報発信や相互交流等を通じ、会員・加盟団体等による地域レベルでの取組の共創につながることを目指す。



第1回オンラインシンポジウムと今後のスケジュール

- 国に置くプラットフォームのイメージを提示するとともに、官・民と住民による地域づくりの実践事例について周知し、令和7年度以降の取組を進めることの契機とする。
- 今回は、医療・介護のみならず他分野の領域で地域づくりに関わるより多くの関係者がこの取り組みを知る契機となるよう、オンラインアーカイブによる国のPFの第1弾のコンテンツとして開催し長期間視聴可能なものとする。次回シンポジウムは令和7年度（秋頃を目途）のHP本格運用とあわせて行う。

公開中（R7.3収録）

R7.4～

R7.秋頃

第1回オンラインシンポジウム

プラットフォームの構築について厚生労働省よりメッセージ

- プラットフォームの構築趣旨と今後の展開について

官・民・住民の共創による地域づくりの事例

多様な主体・行政による取組事例について地域づくりの専門家（東京都立大学 室田准教授）との対話形式で深掘り

- 兵庫ヤクルト販売株式会社
- 一般社団法人全国食支援活動協力会
- 東日本旅客鉄道株式会社・沿線まるごと株式会社
- 沖縄県地域包括ケア推進課

<シンポジウムの視聴はこちらから>

https://www.jmar.co.jp/topics/2025/0501_000562.html



ホームページの構築

都道府県PFの構築支援

PFのプレイヤー参加の呼びかけ

事例の収集・分析・公表

伴走的な支援

関係団体・行政機関より
地域の関係者に視聴よびかけ

ホームページの本格運用の開始

第2回シンポジウムの開催

令和7年度当初予算 1,800億円の内数（地域支援事業（包括的支援事業（社会保障充実分））の内数）

1 事業の目的

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（ダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、**個別訪問や相談対応等を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援するための拡充**を行う。
※ 重層的支援体制整備事業の実施自治体は、既存の取組みで同様の機能を担うことが想定される。

② 地域ケア会議推進事業の拡充

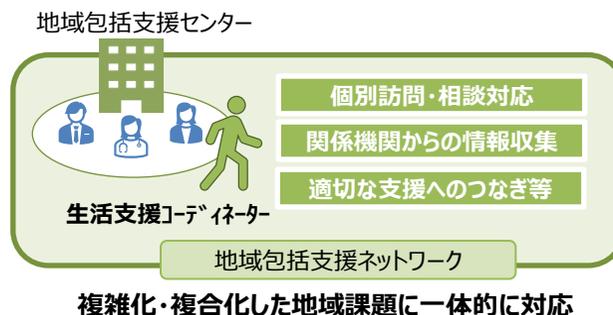
- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第43号）が令和6年6月に公布され、「地域ケア会議」と「居住支援協議会」は相互連携に努めることとされたところ。
- このため、**地域ケア会議において、高齢者の安定した住まいの確保に取り組む市町村に対する支援の拡充**を行う。

※このほか、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）についても、所要の経費を計上

2 事業の概要・スキーム

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 複雑化・複合化する地域課題に対し、地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援※する。
※ 地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を支援することを想定（関係機関に委託することも可とする）
- 想定される対象業務は次のとおり。
 - 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応
 - 圏域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
 - 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施



② 地域ケア会議推進事業の拡充

- 高齢者の安定した住まい確保を目的に、居住支援協議会と連携した地域ケア会議を行った場合に標準額を引き上げ

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【交付率】国38.5%

【標準額】（拡充分）

① 8,000千円
（地域包括支援センター以外に配置する場合は4,000千円）

② 300千円

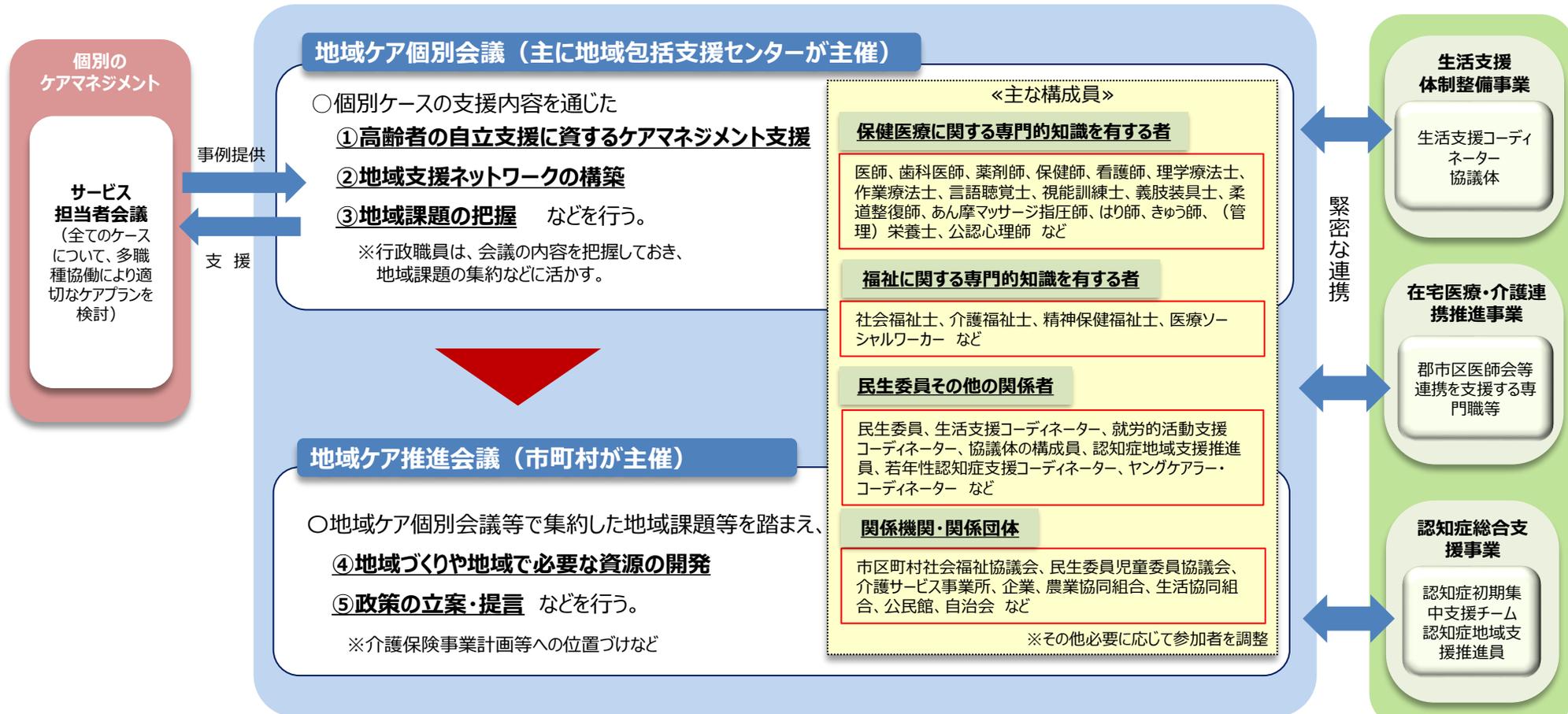
地域ケア会議は、

○地域包括支援センター等において、多職種協働による個別ケースの検討等を行い、ケアマネジメント支援、地域のネットワーク構築、地域課題の把握等を行い、

○市町村は、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていく。

※地域ケア会議の実施にかかる費用については、包括的支援事業（社会保障充実分）に係る費用として計上

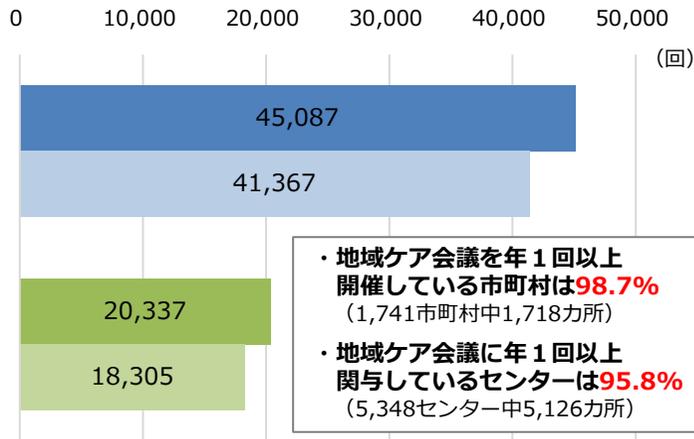
<地域ケア会議の全体像>



地域ケア会議の開催状況

- 地域ケア会議は**98.7%の市町村**で開催されており、個別支援について話し合う**地域ケア個別会議**、個別支援から見出された地域課題について話し合う**地域ケア推進会議**のいずれも、その多くが**地域包括支援センターの関与のもと**実施されている。
- 地域ケア会議には、**地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業所のケアマネジャー**をはじめ、地域の多様な関係者・関係機関が参加している。また、**生活支援コーディネーターの参加は約7割**である。

地域ケア会議の年間延べ開催回数

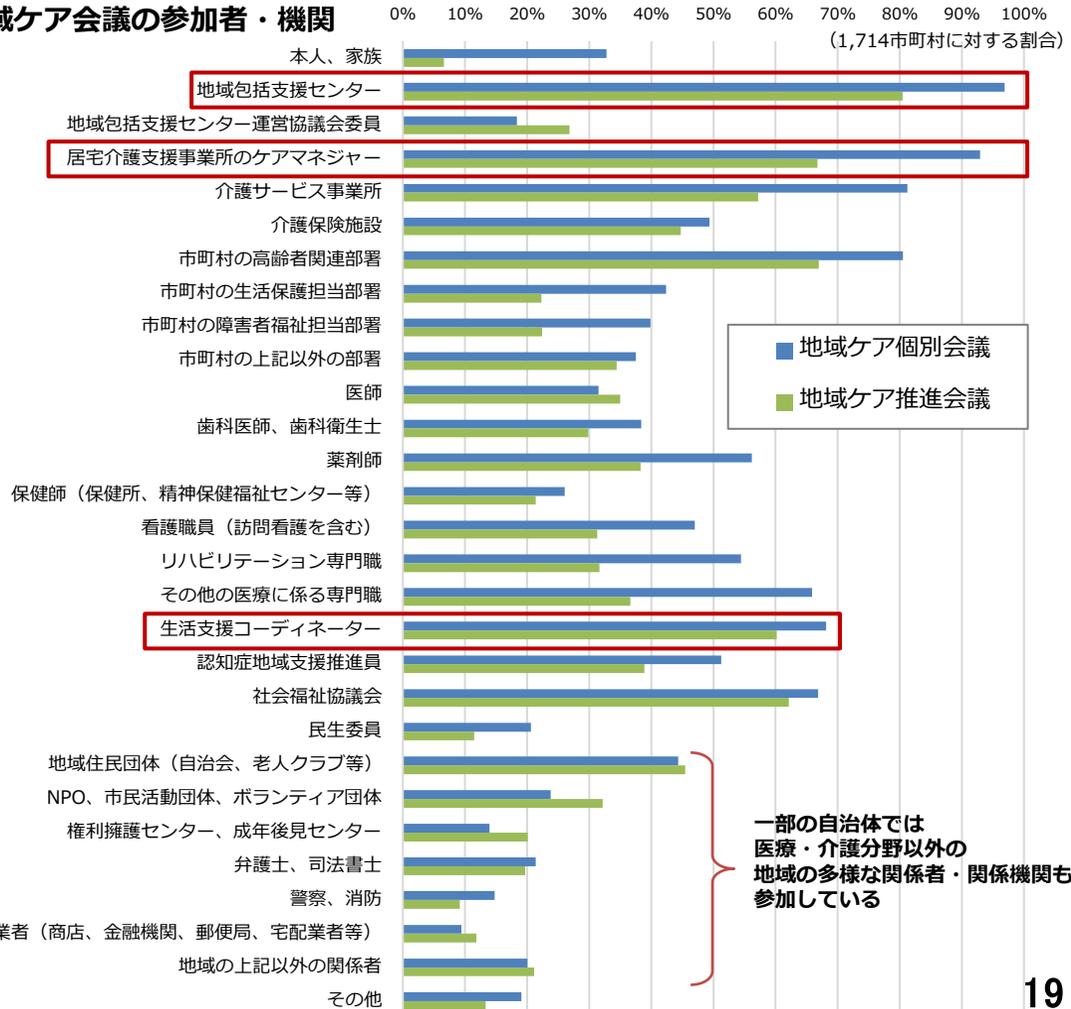


・地域ケア会議を年1回以上開催している市町村は**98.7%**
 (1,741市町村中1,718カ所)
 ・地域ケア会議に年1回以上関与しているセンターは**95.8%**
 (5,348センター中5,126カ所)

上段：市町村内の開催回数
 下段：地域包括支援センターが関与した回数

	地域ケア個別会議	地域ケア推進会議
1市町村あたり (1,741市町村)	平均25.9回/年	平均11.7回/年
1センターあたり (5,438カ所)	平均7.7回/年	平均3.4回/年

地域ケア会議の参加者・機関



一部の自治体では医療・介護分野以外の地域の多様な関係者・関係機関も参加している

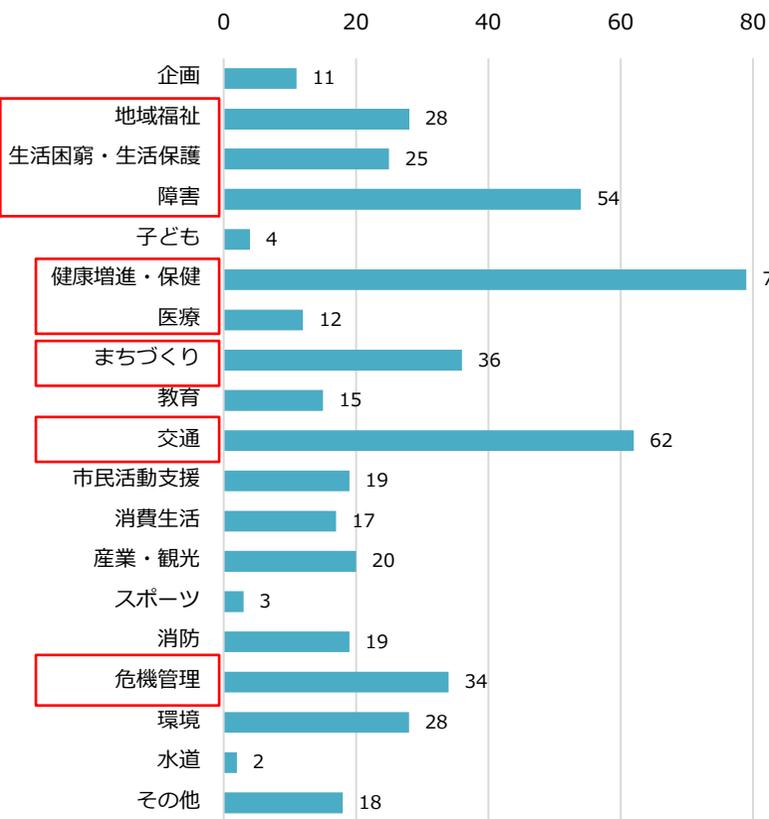
【出典】厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ（令和5年度実績）

地域ケア推進会議における庁内連携の状況 (令和元年度調査)

- 地域ケア推進会議における庁内連携先として、障害や生活困窮などの**福祉分野**、**保健医療分野**、**交通分野**といった、高齢者の健康や生活支援に関係する部署が挙げられていた。**まちづくり**や**危機管理**などの市町村施策全般に係る部署とも連携している。
- 庁内連携のテーマは、移動・買い物などの**生活支援**が多い。また、**ネグレクト・虐待**、**成年後見・身元保証**といった複雑な課題を抱えるケースへの対応、**地域とのつながり・見守り**、**災害時支援**といった様々な関係者の連携を必要とするものもみられる。

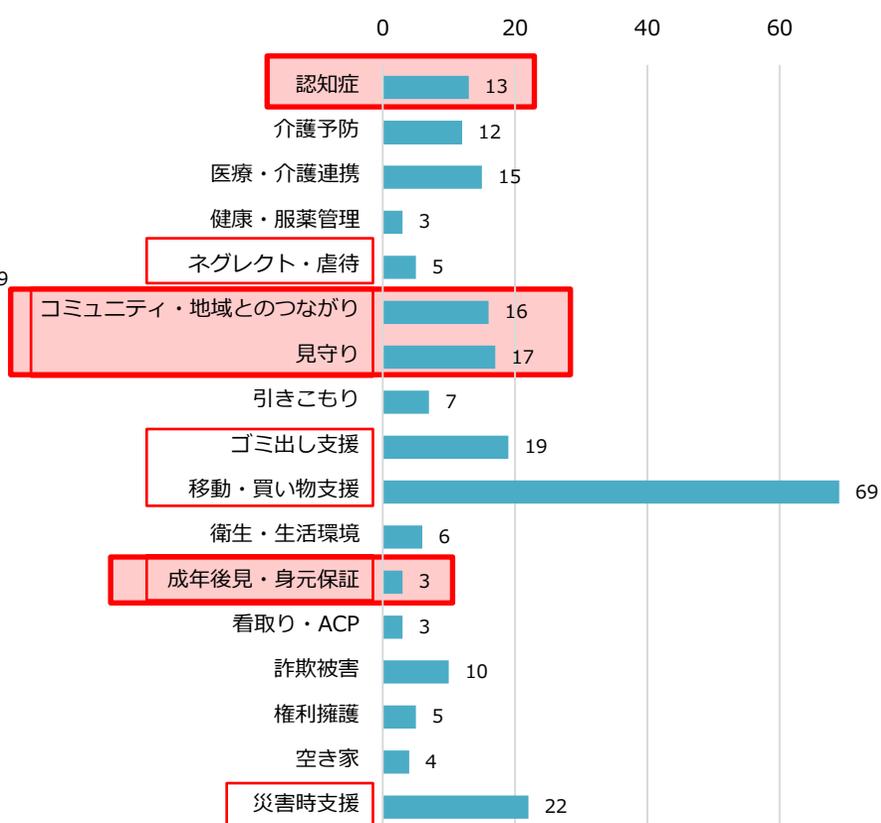
地域ケア推進会議で連携している部局

(n=302市町村)



地域ケア推進会議での庁内連携のテーマ

(n=302市町村)



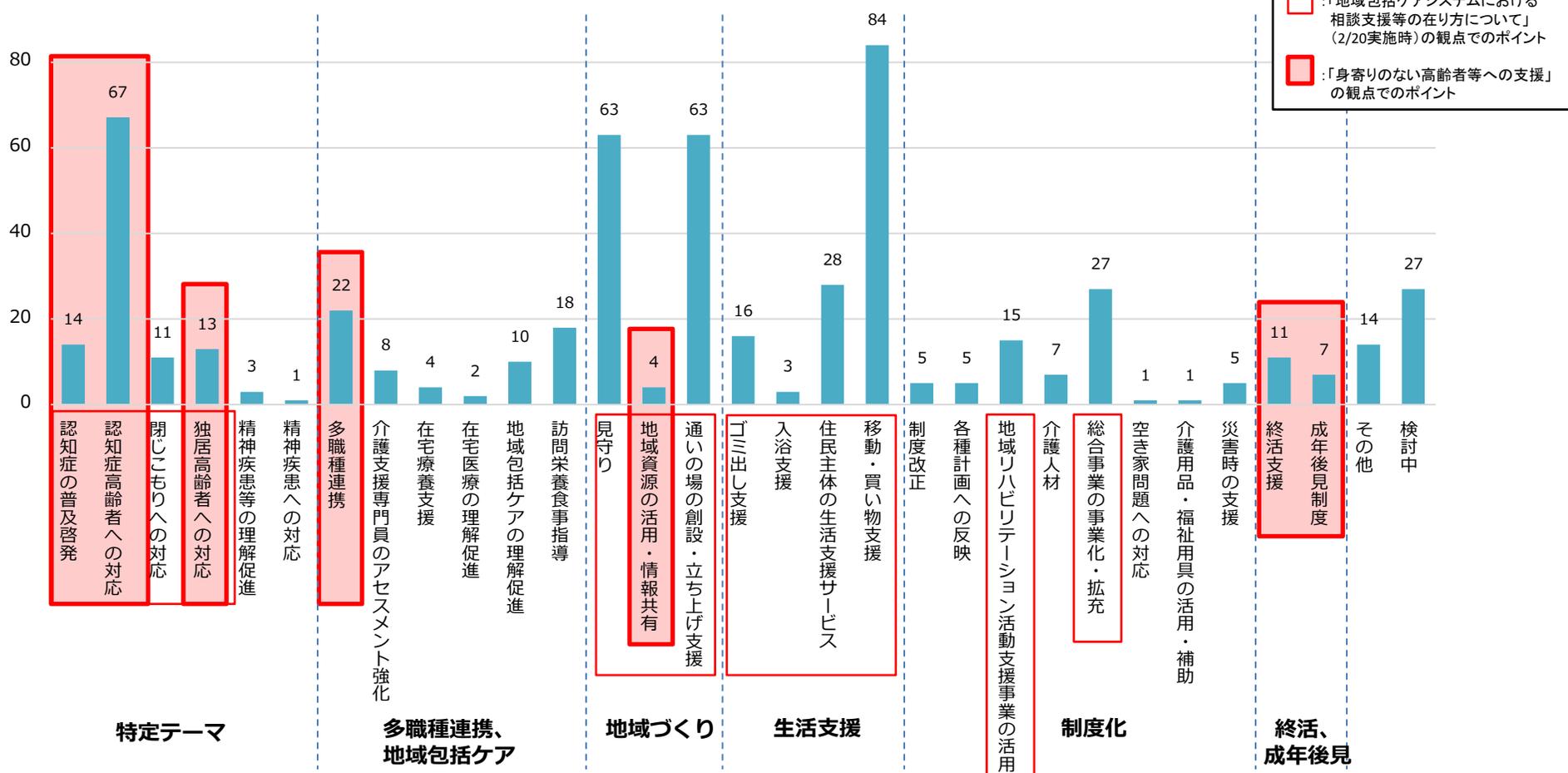
□ : 「地域包括ケアシステムにおける相談支援等の在り方について」(2/20実施時)の観点でのポイント

■ : 「身寄りのない高齢者等への支援」の観点でのポイント

地域ケア推進会議を通じた資源開発・政策形成 (令和元年度調査)

- 地域ケア推進会議を通して資源開発・政策形成につながったテーマとして、**認知症、閉じこもり、独居高齢者**などの課題への対応、**見守りや通いの場**といった地域資源への働きかけ、**移動・買い物支援**などの生活支援が挙げられていた。
- 総合事業の事業化・拡充や地域リハビリテーション活動支援事業の活用など事業間連携にも寄与している。

資源開発・政策形成につながった事例やテーマ (n=342市町村)

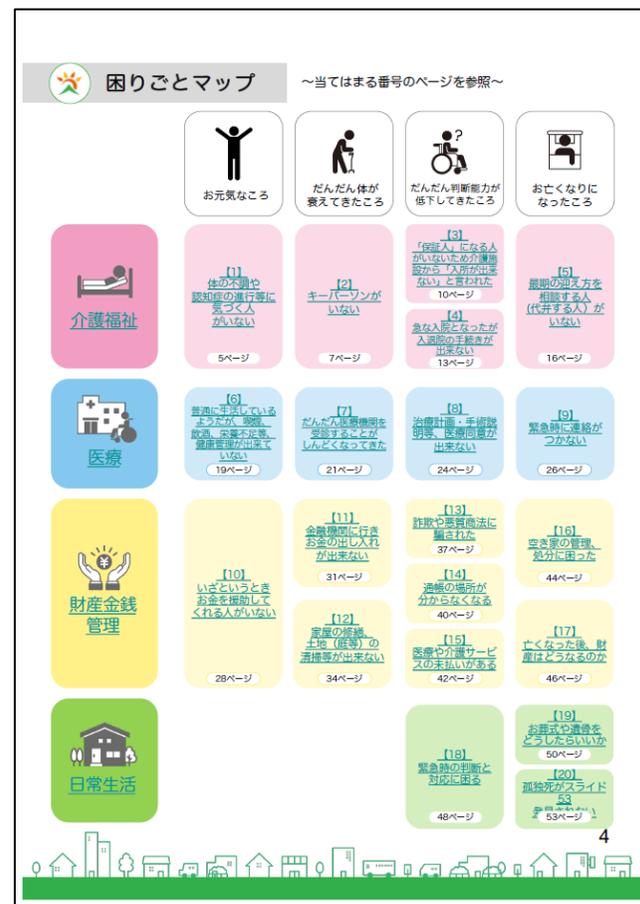


【出典】令和元年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）「地域ケア会議に関する総合的なあり方検討のための調査研究事業」（株式会社日本総合研究所）

身寄りのない高齢者等を支える地域での取組例①

地域包括支援センター・ケアマネジャー主導型の取組（兵庫県朝来市）

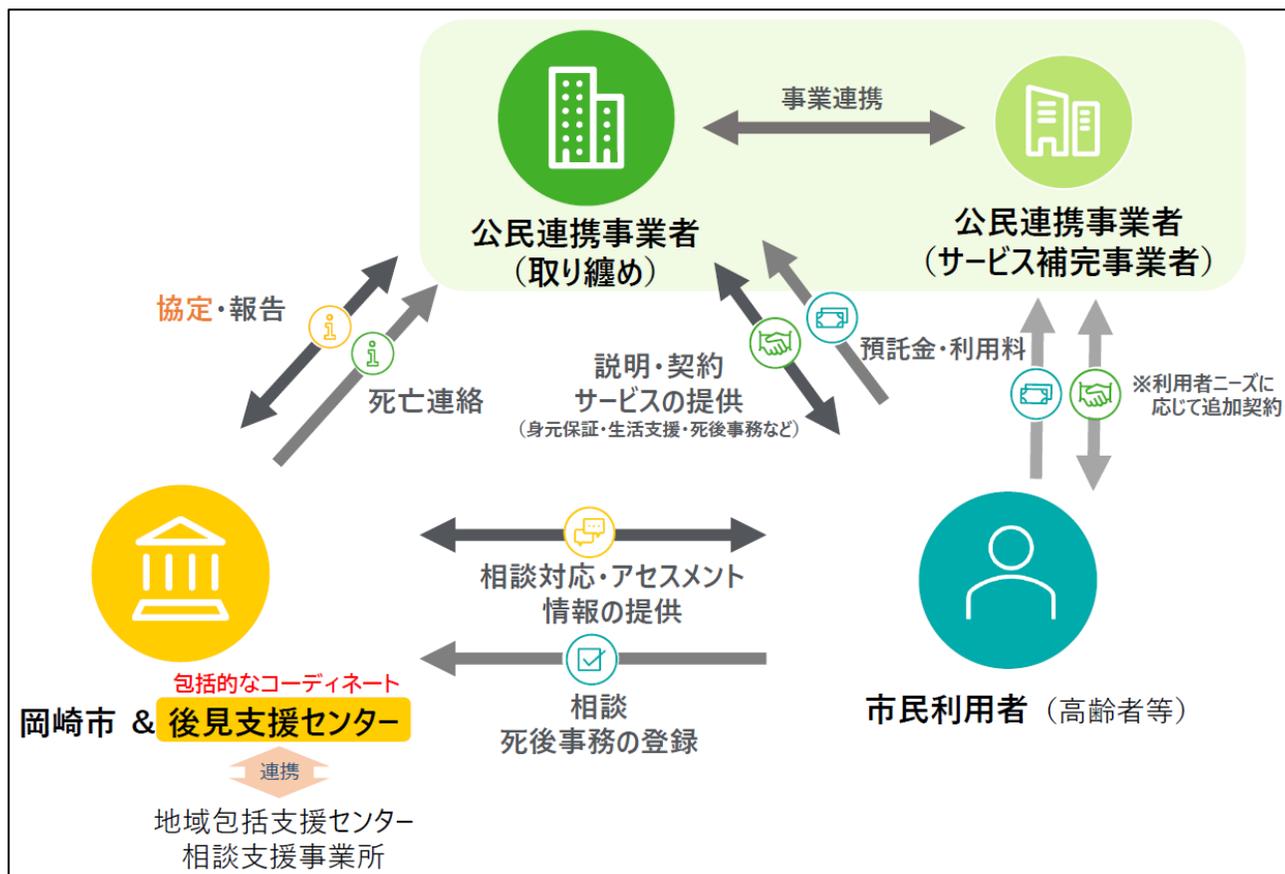
- ケアマネジャーの困りごとの中から身寄りのない高齢者への支援が地域課題として挙がり、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が中核となって、身寄りのない高齢者に関する課題を検討するワーキングを地域ケア会議の中に設置。
- 主任ケアマネジャー、司法書士、医師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー等の多分野の関係者による議論を経て、「身寄りのない人を支える資源マップ」を作成。困りごとに応じた制度・資源の例や活用ポイントが整理されており、相談支援時に活用。



身寄りのない高齢者等を支える地域での取組例②

官民連携型の取組（愛知県岡崎市）

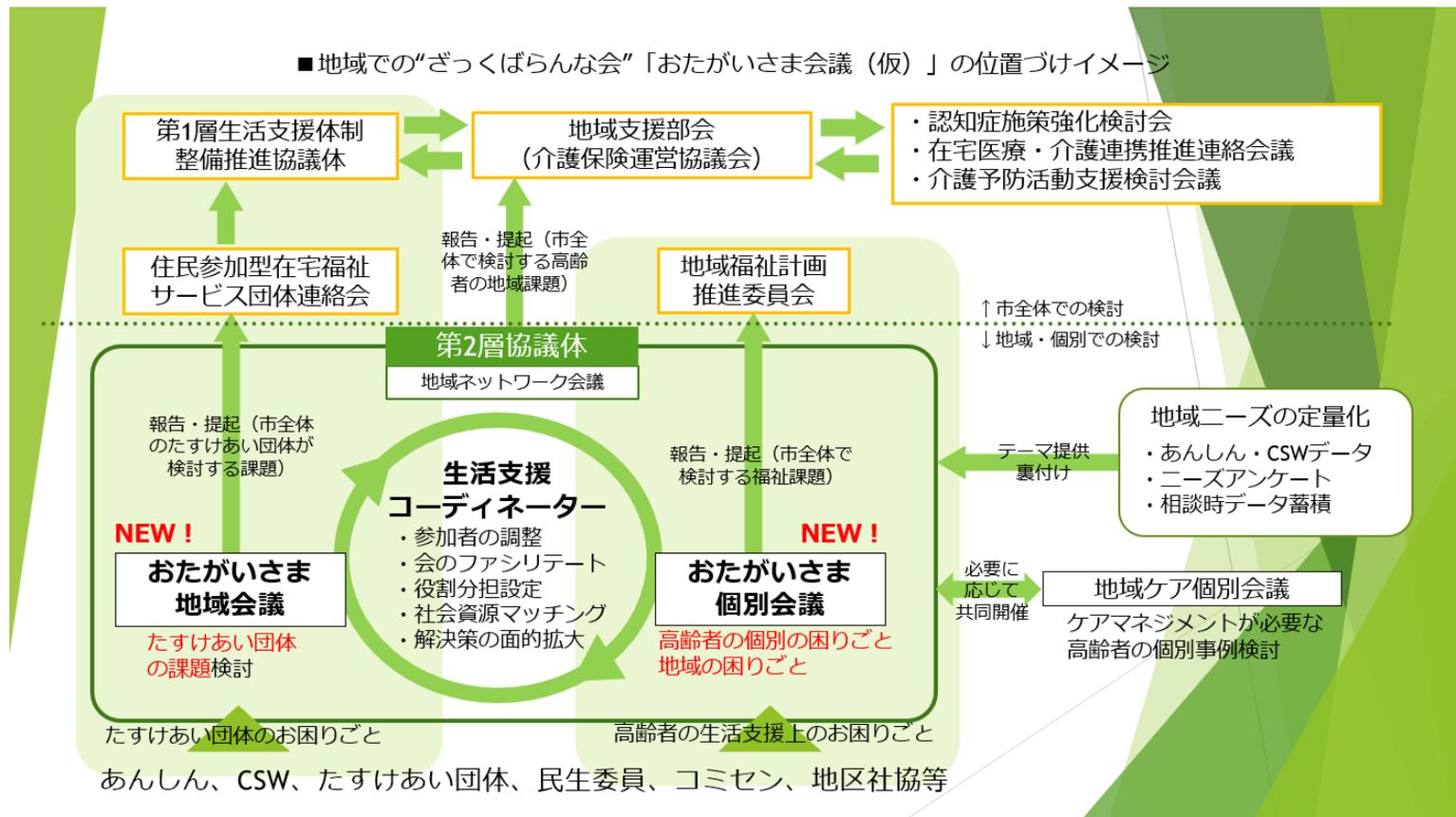
- 多様化する社会課題や市民ニーズに対応するため、公共サービスを行政のみでなく、民間事業者等を含めた多様な担い手との連携による良質かつ効率的なサービスの提供を目指し、金融機関をコアメンバーとする「岡崎市SDGs 公民連携プラットフォーム」を設置。
- 終末期の支援をパッケージで提供するため、本プラットフォームのスキームを活用し、「終活応援事業」を創設。
- 居住支援法人や法律事務所、司法書士事務所母体の法人、葬儀社などの民間事業者と岡崎市とで協定を締結し、市民の求めに応じて必要なサービスの情報を提供。



身寄りのない高齢者等を支える地域での取組例③

住民主体型の取組（島根県出雲市）

- 独居高齢者や身寄りのない高齢者の増加に伴い、生活支援ニーズに応じていくためのボランティアの役割の重要性や、たすけあい活動を通じた社会参加・介護予防としての効果にも着目。
- 地域の住民間で高齢者等を支え合う互助団体が市内に17団体存在し、家事支援や通院付添い等の活動を実施（利用料500～1400円/時）。
- こうした団体の強みを活かしつつ、今後の担い手確保などの課題に対応できるよう、市が団体の連絡会や地域ケア会議を連動させる体系を整備し、住民主体団体の取組を支援するとともに、SCを中心とした高齢者等にかかる個別課題解決の場づくりを推進。



地域づくり加速化事業

1 事業の目的

令和7年度当初予算額 78百万円（89百万円） ※（）内は前年度当初予算額

- これまで団塊世代（1947～1949年生）が全員75歳以上を迎える**2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図る**ため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修（全国・ブロック別）や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきたところ。
- **令和4年12月の介護保険部会意見書**で、「総合事業を充実化していくための包括的な方策の検討を早急に開始するとともに、自治体と連携しながら、第9期介護保険事業計画期間を通じて、工程表を作成しつつ、集中的に取り組んでいくことが適当である。」との意見を受け、**令和5年度に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」**を設置し、**第9期介護保険事業計画期間を通じた集中的な取組を促進**するため、検討会で議論を行い、令和5年12月7日に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」を取りまとめたところ。
- 中間整理において、地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくする枠組みの構築を行うこととされたところ。
- こうした検討会での議論等を踏まえ、本事業をとおして**総合事業の充実に向けた取組を推進**していく。
そのため、令和7年度においても、引き続き、以下の取組を行う。
 - ①今後、こうした伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国8か所の地方厚生(支)局主導による支援対象を拡充するとともに地域で活動するアドバイザーを養成するなど、**地域レベルでの取組を一層促進**していく。
 - ②また、令和4年12月の介護保険部会意見書で、第9期計画期間を通じて総合事業の充実^に集中的に取り組むことが適当であり、その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、**生活支援体制整備事業を更に促進するためのプラットフォームの構築及び発展**（全国シンポジウムの開催含む）を図る。

2 事業の概要・スキーム

1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- ① **地方厚生(支)局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施（全国24か所）**
 - ・地方厚生(支)局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修を併せて実施
- ② **自治体向け研修の実施（各地方厚生(支)局ブロックごと）**
- ③ **地域づくり戦略や支援パッケージ(注)の改訂など地域づくりに資するツールの充実**

(注) 市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。

2. 全国の生活支援コーディネーターや多様な分野の団体等がつながるためのプラットフォーム（PF）を構築・発展

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】

- ・国から民間事業者へ委託



【補助率】

- ・国10/10

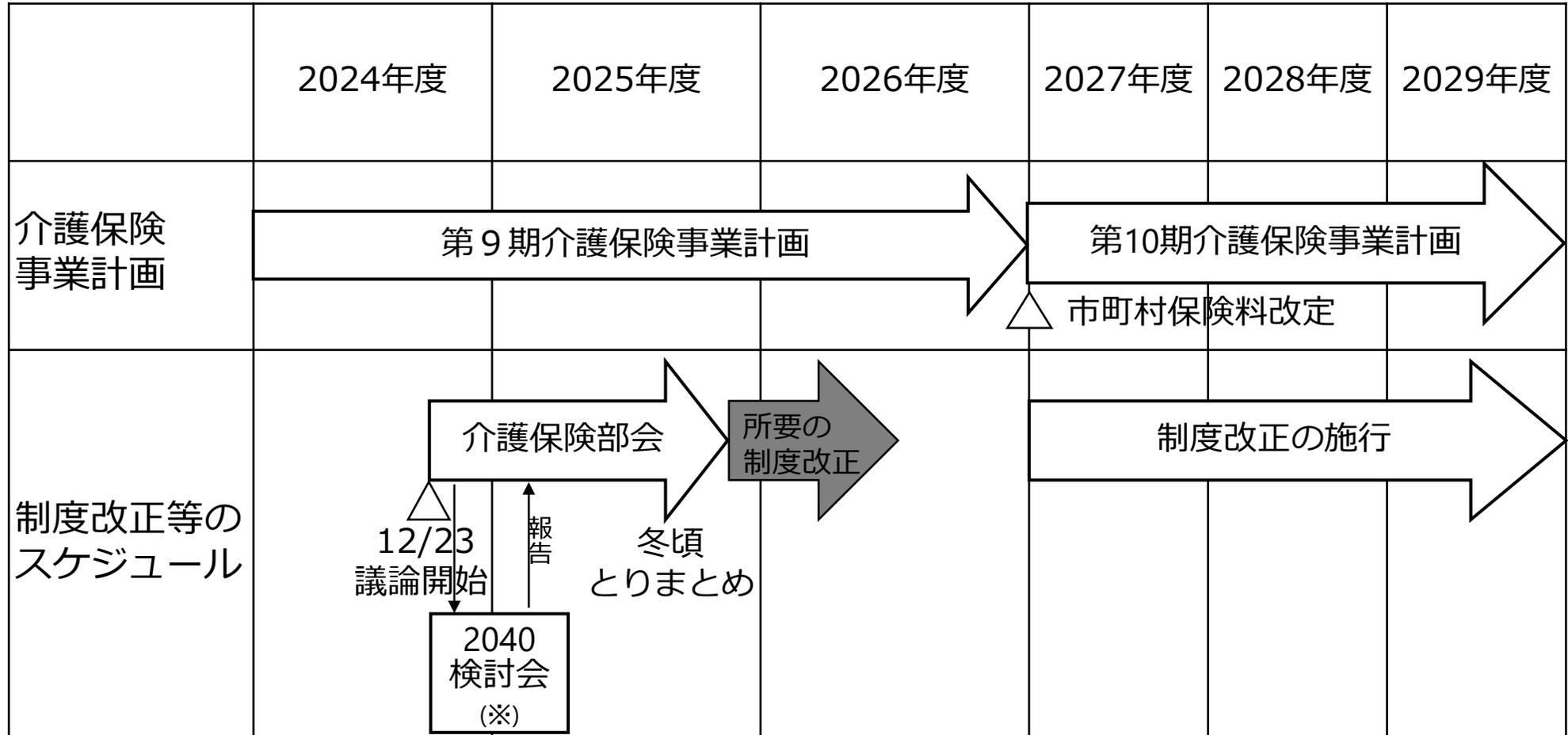
【参考】

「全世代型社会保障構築を目指す政府の道筋（改革工程）」

（令和5年12月22日閣議決定）

今後のスケジュール（案）

- 介護保険制度は原則 3 年を 1 期とするサイクルで財政収支を見通し、事業の運営を行っている。
- したがって、この間に保険料の大きな増減が生じると、市町村の事業運営に大きな混乱が生じることから、制度改正を行う場合、2027年度からの第10期介護保険事業計画に反映させていくことを念頭に置いている。



(注) 介護報酬改定については、社会保障審議会介護給付費分科会において議論。

(※) 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

ご清聴ありがとうございました。

